

令和3年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 令和3年9月16日
招集場所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場
開会(開議) 令和3年9月16日(木)9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 7番 村上 謙武 議員 8番 菊地 政文 議員

1. 出席議員

1番	岡田 智子	7番	村上 謙武	13番	石田 茂春
2番	牧野 牧子	8番	菊地 政文	14番	高宮 陽一
3番	藤野 定幸	9番	西尾 幸太郎	15番	米澤 壽重
4番	齋藤 則子	10番	池田 賢治	16番	池田 信博
5番	田中 一隆	11番	安部 大助		
6番	大江 寿	12番	前田 芳樹		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	宇野 慎一
副町長	大庭 孝久	上下水道課長	村上 和久
教育長	野津 浩一	建設課長	田中文男
代表監査委員	嶽野 正弘	施設管理課長	大西洋 二
総務課長	佐々木 千明	危機管理室長	齋藤 和幸
会計管理者	濱田 勉	水産振興室長	橋本 博志
財政課長	石田 寛弥	都市計画推進室長	石田 傑
税務課長	金井 和昭	総務学校教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 理恵子	社会教育課長	野津 千秋
保健福祉課長	中林 眞	布施支所長	竹本 久
住民福祉担当課長	広江 和彦	五箇支所長	藤野 一
環境課長	原 秀人	都万支所長	砂本 進
商工観光課長	鳥井 登	中出張所長	村上 克樹
農林水産課長	河北 尚夫	中央公民館長	金坂 賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 山 根 淳 事 務 局 長 補 佐 山 本 幸 子

1. 町長提出議案の題目

- 議 第 63 号 令和 3 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 5 号)
- 議 第 64 号 令和 3 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)
- 議 第 65 号 令和 3 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算
(第 2 号)
- 議 第 66 号 令和 3 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算
(第 2 号)
- 議 第 67 号 令和 3 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算
(第 2 号)
- 議 第 68 号 令和 3 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議 第 69 号 令和 3 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議 第 70 号 令和 3 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議 第 71 号 令和 3 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議 第 72 号 令和 3 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議 第 73 号 令和 3 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 議 第 74 号 隠岐の島町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議 第 75 号 隠岐の島町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議 第 76 号 隠岐の島町証紙条例の一部を改正する条例
- 議 第 77 号 隠岐の島町ポートプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 78 号 隠岐の島町公衆トイレ設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 79 号 隠岐の島町遊漁対策振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 80 号 隠岐の島町上水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議 第 81 号 隠岐の島町の区域内に新たに生じた土地の確認について
- 議 第 82 号 字の区域の変更について [東町風早]
- 議 第 83 号 工事請負契約の締結について [運動公園野外照明施設長寿命化工事]
- 議 第 84 号 工事請負契約の締結について [隠岐島文化会館大ホール照明設備改修工事]
- 議 第 85 号 損害賠償の額を定め和解することについて [町道中村漁港線]

- 議 第 86 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町コミュニティ・アイランド施設ビ
ターセンター〕
- 同意第 4 号 隠岐の島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意
- 同意第 5 号 隠岐の島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意
- 同意第 6 号 隠岐の島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意
- 認定第 1 号 令和 2 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 令和 2 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 認定第 3 号 令和 2 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 認定第 4 号 令和 2 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 認定第 5 号 令和 2 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 認定第 6 号 令和 2 年度隠岐の島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 令和 2 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 令和 2 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9 号 令和 2 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 認定第 10 号 令和 2 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 認定第 11 号 令和 2 年度隠岐の島町中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 12 号 令和 2 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 認定第 13 号 令和 2 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から、令和 3 年第 3 回隠岐の島町議会定例会を開会します。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により 7 番：村上謙武 議員、
8 番：菊地政文 議員を指名します。

日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 30 日までの 15 日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 30 日までの 15 日間に決定いたしました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、令和 3 年第 2 回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。現在、コロナウイルス感染は全国的には依然として高い感染率であり、本町においても感染確認が認められたところであります。このような状況下ではありましたが、それでも主催者において感染対策を施し、開催が可能となりました会議等についてのご報告をいたします。

はじめに、7 月 12 日に「島根県町村監査委員協議会 定例総会・研修会」が松江市で開催され、監査委員と事務職員が出席しました。午前で開催された研修会では、公認会計士の鈴木尚道先生なのおみちより、「監査に求められる役割と具体的指導事例」と題して講話があり、外部監査員としての視点で話され、普段では気づかない点についてなど、大変興味深い内容であったと報告を受けております。

午後からの総会では、最初に監査事務の功労者表彰がありました。6 名以上在職実績のある監査委員 2 名、並びに事務局職員 1 名の計 3 名の方が表彰されました。なお、表彰を受けられました監査委員 2 名の内の 1 名は、隠岐広域連合監査委員として、本町議会議員の石田茂春議員であります。誠におめでとございました。

続いて、協議会の会務報告及び令和2年度収支決算報告、令和3年度事業計画及び収支予算案の説明、要望決議、並びに任期満了に伴う役員の選任が議題に挙げられ、すべて「可決」「承認」されております。なお、新たに選任されました役員の副会長には、本町の嶽野正弘代表監査委員が選任されておりますのでご報告をいたします。

次に、8月24日に、「島根県町村議会議長会臨時総会」とこれに併せて「知事との意見交換会」が開催されました。

臨時総会では、令和2年度決算の認定、令和3年度の補正予算案及び新型コロナウイルス感染症に係る「決議案」が上程され、全会一致で「可決」「承認」されました。

続いて、開催された知事との意見交換会では、令和4年度の島根県予算に対する要望について、各町村議長から意見が出され、知事よりそれに対する県の考え方についての意見が述べられました。産業の振興、災害復旧に対する更なる支援等々を訴える中、本町議会からは、「離島地域の消費生活に係る不平等な負担の解消について」の意見を述べましたので、ご報告をいたします。

次に、去る6月定例会において議決されました委員会提出議案について、お手元に配付いたしました「意見書処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

以上、報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので必要に応じ、ご覧いただきたいと思います。

次に、請願・陳情につきましては、本日までに5件の陳情を受理いたしました。お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、3件については所管の常任委員会に付託することになりましたので、ご理解を願います。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

○番外（町長 池田高世偉）

おはようございます。「令和3年第3回隠岐の島町議会定例会」の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、この度の8月の豪雨により、河川の越流、土砂崩れ、道路の陥没など、町内の広範な地域で、甚大な被害が発生いたしました。改めまして、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

50年に一度と言われました昨年8月の豪雨災害に続き、2年連続の大きな被害となりましたが、国、県をはじめとする関係機関と連携し、一刻も早い復旧に向け、全庁挙げて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本日、令和3年第3回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませずご出席をいただきありがとうございます。

本議会は、令和3年度一般会計補正予算及び特別会計の補正予算、条例の一部改正及び工事請負契約の締結並びに令和2年度決算認定案件など、40件の諸議案をご提案させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なお指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、6月に開催をいたしました「令和3年第2回隠岐の島町議会定例会」以降の、主な事項につきまして、報告をいたします。

最初に、8月台風9号及び8月17日からの大雨被害について、ご報告いたします。

台風9号は8月8日朝より雨を降らせ、10日朝まで2日間にわたり降り続けました。五箇地区では総雨量が515ミリ、1時間雨量77ミリを記録し、その後追い打ちをかけるように、8月17日からの大雨は、布施地区で291ミリ、時間雨量59ミリを記録し、本町の各地に大きな傷跡を残しました。

記憶にも新しい昨年の8月7日豪雨を超える雨量となり、町内全域に「避難指示」を発令したところではありますが、家屋の損壊、床上、床下浸水をはじめ、県道、町道や農林道の土砂崩れなど、町内全域において甚大な被害が発生しております。

この度の大雨により被害に遭われた皆様方には、謹んでお見舞いを申し上げます。

また、中村、布施地区では電柱の流失により、広範囲、長時間にわたり停電が発生し、町民の皆様にご不便をおかけいたしましたところです。

幸い、人的被害の報告もなく安心したところではございますが、災害への備えの重要性について、改めて認識させられたところでございます。

現在、被災箇所の早期復旧に向け、総力を挙げて作業を進めているところではありますが、崖崩れによる土砂撤去や復旧工事のための測量設計など、迅速に対応すべき作業に係る経費につきましては、補正予算の専決処分により執行させていただきますので、議会におかれましては、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応状況について、ご報告申し上げます。

ご承知のとおり、去る8月24日に本町で初めてとなる新型コロナウイルスの感染者が確認されました。

町民の皆様には、今日まで、冷静な対応や感染防止対策にご協力いただき、改めまして厚くお礼を申し上げます。

今後も引き続き、三密の回避や消毒の徹底、緊急事態宣言発令地域をはじめとする不要不急の移動自粛など、感染防止の取り組みに協力をお願いいたしますとともに、関係機関と連携し、感染者が確認された場合に適切に対応できるよう備えを整えてまいります。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種状況であります。9月12日現在、すべての対象者に対する接種率は1回目を終えられた方が81%、2回目の接種を終えられた方が71%となっております。

10月中には、一連の集団接種を完了させる予定ですが、その後も、希望のある方に対し、国の定める接種期間であります来年2月末まで、毎月、隠岐病院を会場として接種機会を提供してまいります。

接種を希望されるすべての町民の皆様の2回の接種を確実に提供することで、安心して生活や仕事ができる環境をつくるため、引き続き、町一丸となって取り組んでまいります。

次に、全国離島振興協議会副会長への就任及び離島振興の推進に関する要望活動について、ご報告申し上げます。

去る、6月1日に開催されました「全国離島振興協議会通常総会」におきまして、同協議会の副会長に選任されました。微力ではございますが、本町はもとより、全国の離島の振興のため、他の自治体と連携し、取り組んでまいり所存でございます。

また、7月7日には、就任後、初の要務となる『離島振興の推進に関する要望活動』が東京都千代田区において行われ、参加いたしました。

要望活動では、「離島振興事業の強力な推進」など11項目にわたる要望書を、離島関係国会議員の他、関係省庁に対して提出を行いました。

今後も引き続き、令和4年度事業に対する要望活動はもとより、令和5年3月末日をもって失効する、現行「離島振興法」の延長と拡充について、関係機関に対し、積極的に要望活動を行う予定としております。

最後に、「第24回全国闘牛サミット in おちや大会」の開催について、ご報告申し上げます。

「闘牛」という貴重な伝統文化を有する、全国6県9市町が一同に会し、保存伝承と担い手

の相互交流、親善を深めるとともに、個性的な町づくりを図る事を目的として9月5日に「オンライン会議」により総会が開催され、全隠岐牛突き連合会の村上会長様はじめ3名の役員の方と共に参加いたしました。

会議では、無観客であっても動画配信を行ない、牛突きの現場の臨場感を SNS を活用し積極的に発信している事例や、牛のコンディショニングづくりで工夫している事例などが発表され、コロナ禍における各地域での取り組みについて、活発な意見が交わされました。

最後に、「今後の相互連携」「次世代への継承」「地域の活性化」の三つの柱を全国闘牛サミット宣言として「採択」し、次回開催地の宇和島市へ引き継がれました。

本町としましても、この全国に誇れる貴重な財産を次世代へ確実に継承し、伝統文化を観光資源として活かし、人材育成とあわせ地域の活性化に繋げてまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げますが、6月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長（池田信博）

以上で、「行政報告」を終わります。

日 程 第 5. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第63号「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）」から認定第13号「令和2年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの40件を一括して議題といたします。

日 程 第 6. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました40件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長池田高世偉）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、議第63号から議第73号までの11件につきましては、令和3年度隠岐の島町一般会計及び特別会計並びに上水道事業会計の補正予算に関する議案であります。

まず、議第63号の「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）」についてであり

ますが、歳入歳出予算の補正額は7,005万1,000円の追加でありまして、補正後の予算額を185億8,917万8,000円とするものであります。

補正の主な内容は、保健活動推進事業、畜産業振興事業、林業振興事業、観光宿泊施設整備事業、港湾・海岸施設長寿命化事業、運動公園再編事業等に要する経費を計上しております。

また、人件費につきましては、4月の人事異動等に伴いまして補正計上しております。

併せまして、「債務負担行為補正」及び「地方債補正」を行うものであります。

次に、議第64号の「令和3年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は597万円の減額でありまして、補正後の予算額を19億5,261万円とするものであります。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費の減額であります。

次に、議第65号の「令和3年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第2号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は117万円の追加でありまして、補正後の予算額を9,717万円とするものであります。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費の増額、及び医療機器の購入費を新たに計上するものであります。

次に、議第66号の「令和3年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第2号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は、83万2,000円の減額でありまして、補正後の予算額を1億2,876万8,000円とするものであります。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費の減額であります。

次に、議第67号の「令和3年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第2号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は251万円の追加でありまして、補正後の予算額を1億2,556万円とするものであります。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費の増額及び施設の電気設備取替工事費を新たに計上するものであります。

次に、議第68号の「令和3年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は1万6,000円の追加でありまして、補正後の予算額を14億6,031万6,000円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費の増額であります。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本年度の出来高達成が困難となったた

め、債務負担行為の額を増額するものであります。

次に、議第 69 号の「令和 3 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 143 万 7,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 2,503 万 7,000 円とするものであります。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費の増額であります。

次に、議第 70 号の「令和 3 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は、10 万 3,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 3,885 万 3,000 円とするものであります。

補正の内容は、医療機器の購入費を新たに計上するものであります。

次に、議第 71 号の「令和 3 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 133 万 1,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 1,018 万 1,000 円とするものであります。

補正の内容は、施設外壁の修繕工事費を新たに計上するものであります。

次に、議第 72 号の「令和 3 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 453 万円の追加でありまして、補正後の予算額を 4 億 2,453 万円とするものであります。

補正の主な内容は、島根県後期高齢者医療広域連合に納付いたします負担金及び過年度分保険料還付金の増額であります。

次に、議第 73 号の「令和 3 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 1 号）」についてであります。収益的予算（3 条予算）の補正額は、収益的支出において 673 万 9,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 5 億 8,528 万円とするものであります。

補正の主な内容は、誤徴収による特別損失の計上及び人事異動に伴う人件費の増額であります。

また、資本的予算（4 条予算）の補正額は、資本的収入において 1,270 万円の追加でありまして、補正後の予算額を 3 億 1,329 万 1,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、出資金及び企業債の増額であります。

続きまして、議第 74 号から議第 80 号までの 7 件につきましては、条例の一部改正に関する議案であります。

まず、議第 74 号の「隠岐の島町個人情報保護条例の一部を改正する条例」についてであります。また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「デ

「デジタル庁設置法」の一部が改正され、国の情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されたことに伴い、個人情報の記録を訂正した場合の通知先の変更等に関し、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 75 号の「隠岐の島町手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料及び通知カードの再交付手数料に関する規定を削除するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 76 号の「隠岐の島町証紙条例の一部を改正する条例」についてであります。また、「隠岐の島町船員法事務取扱いに関する条例」に定める手数料を証紙により徴収するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 77 号の「隠岐の島町ポートプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。また、他施設の整備によりまして、一部機能を新しい施設へ移転いたしましたので、実情に合わせ内容を変更し、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 78 号の「隠岐の島町公衆トイレ設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。また、新たに大久地区公衆トイレを整備いたしましたので、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 79 号の「隠岐の島町遊漁対策振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。また、施設の一部であります海洋釣堀施設におきまして、経年劣化により使用が不可能であり処分する必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 80 号の「隠岐の島町上水道事業給水条例の一部を改正する条例」についてであります。現在、貯水槽を有する共同住宅では、住宅全体の給水量を一つの水道メーターで計量し、料金を徴収しております。

本改正は、水道メーターを各戸に設置することにより、各戸で給水量の計量及び料金の徴収を可能とするものでありまして、併せて現状に即した所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第 81 号の「隠岐の島町の区域内に新たに生じた土地の確認について」及び議第 82 号の「字の区域の変更について（東町風早）」であります。また、島根県が実施しました西郷港東町物揚場護岸事業におきまして、公有水面の埋め立てが完了したため、新たに生じた土地の確認及び字区域の変更について、議決を求めるものであります。

続きまして、議第 83 号及び議第 84 号の 2 件につきましては、工事請負契約の締結に関する議案であります。

まず、議第 83 号の「工事請負契約の締結について〔運動公園野外照明施設長寿命化工事〕」についてであります。去る 9 月 1 日、5 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社 中電工隠岐営業所が落札いたしましたので、同社と契約金額 1 億 3,145 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 84 号の「工事請負契約の締結について〔隠岐島文化会館大ホール照明設備改修工事〕」についてであります。去る 8 月 31 日、5 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、有限会社 赤沼電工が落札いたしましたので、同社と契約金額 8,580 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

続きまして、議第 85 号の「損害賠償の額を定め和解することについて〔町道中村漁港線〕」であります。去る 5 月 25 日、中村漁港線を走行中の車に町道上の枯れ枝が落下しフロントガラス及び車両上部が損傷したことにより、車両の所有者に対して損害賠償の額を定め和解する必要が生じたため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議第 86 号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島町コミュニティ・アイランド施設ビジターセンター（レストランうみさち）〕」についてであります。当該施設の管理運営を指定管理者に行わせるため、公募したところ、山陰観光開発株式会社からの応募があり、申請内容等を審査した結果、適正な管理が見込めることから、候補者として選定いたしましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、同意第 4 号から同意第 6 号までの「隠岐の島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意」についてであります。現在の委員の任期が来る 9 月 30 日をもって満了となりますことから、3 名の委員を選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、認定第 1 号の「令和 2 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第 13 号「令和 2 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの認定案件 13 件は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、決算書の調製を終え、監査委員の審査が終了いたしましたので、同項の規定に基づき監査委員の「意見書」をつけて、議会の認定に付するものであります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条の規定により、決算認定にあたり健全化判断比率と、その関係書類についても監査委員の審査に付し、監査委員の「意見書」

をつけて当該比率を議会に報告するものであります。

以上、40件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いをいたします。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

日 程 第 7. 決 算 審 査 報 告

「決算審査報告」を行います。

嶽野代表監査委員より、「令和2年度決算審査の報告」を求めます。

番外：嶽野代表監査委員

○番外（代表監査委員 嶽野正弘）

去る8月2日に町長から審査に付されました、令和2年度隠岐の島町一般会計、特別会計、及び公営企業の上水道事業会計の歳入歳出決算について、米澤議員と審査を行い、9月1日に町長に「審査意見書」を提出いたしましたので、その概要を意見書に沿って報告いたします。

なお、歳入歳出決算審査のほか「基金の運用状況の審査」、「普通会計の財政健全化審査」「公営企業の経営健全化審査」も実施いたしました。決算審査の意見に併せて順次報告いたします。

それでは、審査の概要でございますが、審査の対象は、一般会計及び11の特別会計の決算を対象としております。

審査の期間は、8月2日から27日までの間、登庁しての調査実施日は上水道事業会計も含めて合計6日間でした。

続いて、審査の手続きは、町長から提出されました「歳入歳出決算書」など4つの書類について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適切か、及び予算の執行については関係法令に従って効率的になされているか、などに主眼をおき、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、そのほか必要と認める審査手続きを隠岐の島町監査基準に準拠して実施いたしました。

審査は、歳入においては、調定額と収入未済額の調査、及び予算現額と収入済額との差額の発生理由についても調査を行いました。

歳出においては、予算の未執行及び不用額が多額な科目、事業の内容調査、そして繰出金及び基金の状況について重点的に調査を行いました。

審査の結果で「決算計数について」の項目は、提出された各調書の計数に誤りは無いものと認められたとの報告でございます。

また、この項目で、収入未済額について決算書上では読み取れない3件の事案について記述しております。

1件目は、一般会計の決算書の収入未済額は4億7,897万4,000円となっておりますが、この金額には翌年度への繰越事業となった財源の国・県支出金の調定をしているが年度内の収入が無かったもの、4億2,060万2,000円が含まれております。町民の滞納額の実態を調査するうえでは、この繰越事業関連の収入未済額は差し引いて考えることといたします。

2件目は、諸収入の生活保護費返還金における調定額は、返還金に履行期限を設け、その属する年度で調定しているため決算書上の収入未済額と実際の年度末の収入未済額とは、188万9,000円の違いが生じていました。

3件目は、国保、後期高齢者医療特別会計の保険料の収入未済額には、調定減額後に行う還付すべき金額が未処理のまま含まれていて、実際の収入未済額とは国保料で44万6,000円、高齢者医療の保険料で29万2,000円の違いが生じております。

これら審査の状況は、調査資料の「別表④収入未済額」に整理しており、それぞれの会計の末尾に実質の収入未済額を記述していますので、後程ご確認ください。これら、3件を承知の上で「決算書」等をご覧いただきたいと思っております。

また、令和元年度決算書の収入未済額と令和2年度決算書の調定額との整合性の審査において、前年度の決算審査後に過去に遡っての賦課更正や調定額の誤りを見つけて修正処理したため、金額の不一致の科目がありましたが、内容調査の結果、令和2年度の決算書の調定額は正当であることを確認いたしました。

続きまして、財政状況について、一般会計についての説明をいたしますので、調査資料の「別表①年度比較」をお開き下さい。

上段の表の合計欄です。令和2年度の前年度予算規模は208億4,536万5,000円で、決算規模は歳入が198億4,416万2,000円、歳出が195億5,581万5,000円でした。

前年度との比較は、その下の3及び4の表のとおり、予算規模で26億1,841万円14.4%の増であったことから、決算額の歳入では11.5%、歳出でも11.4%それぞれ増となっております。

実質収支については「歳入歳出決算付属書類」の74ページの表で説明いたします。

歳入歳出の差引額、いわゆる形式収支額2億8,834万7,000円から翌年度へ繰越すべき財

源 4,435 万 4,000 円を差し引いた 2 億 4,399 万 3,000 円が実質収支額となります。うち地方自治法第 233 条の 2 の規定により 1 億 3,000 万円を基金に積み立てることから、次年度への繰越金は 1 億 1,399 万 3,000 円となります。

次に、本文では収入率と執行率について記述しておりますが、別表で説明をいたします。

「別表①年度比較」をお開き願います。

収入率などは、上段の表の合計欄を見ますと収入率は 95.2%、執行率は 93.8%となっております。

収入率等の説明は本文で記述しておりますが、収入率は 100%に近いほどよく、執行率は 98.7%から 97.9%程度が本町の適正な数値と試算しております。令和 2 年度決算のこれらの数値は、低い数値となっておりますが、それは繰越明許費が主な要因の一つと考えております。仮に翌年度への繰越事業費を 100%の収支があるとして試算したら、収入率は 99.7%ですが、執行率は 98.6%と範囲内の数値になりました。

次に、特別会計ですが、「別表②特別会計の決算状況」をお開き下さい。

全会計の単純合計金額ですが、歳入決算総額 48 億 2,167 万 4,000 円、歳出決算総額は 47 億 5,464 万 8,000 円となり、全会計において黒字決算となっております。

なお、駐車場事業特別会計を除く特別会計には、一般会計からの繰入金があり、その総額は 9 億 4,531 万 1,000 円と前年度より 1,094 万 7,000 円増額となっております。

次に、審査意見については、三点掲げました。

まず一点目、「予算執行率等について」ですが、先ほど申しましたように収入率、執行率ともに低いと判断いたしまして、その要因を調査した結果、前述したところの繰越事業費によるものと、予算編成の課題とがあると考えております。

まず繰越事業の件ですが、ここ数年の決算において、事業の大規模化による継続費や繰越事業とは別に、町道整備事業などにおいて繰越事業の常態化とも思える予算執行上の悪循環を懸念しているところでございます。

繰越事業の影響は、当初予算計上事業でも、事業の発注時期がだんだん遅れてくるなど、繰越事務の労力だけでなく、起債や地方交付税の関係などで財政面にも影響を及ぼすことから注意を要するものと思われまます。

繰越事業費を勘案した試算数値では収入率 99.7%、執行率では 98.6%と決算総額においては、ほぼ良い数値となっておりますが、予算額 200 億円の 0.3%は 6,000 万円の減収であり、収入率が 100%に届いていないこと、また、科目別にみると歳入・歳出ともに低い数値の科

目もあり、予算編成に課題があるのではないかと懸念するところであります。

歳入において収入額と予算額との差額が生じている決算については、年度中途の変更に対して適正な補正予算が編成されていないことが見受けられました。特に特定財源の増減は、歳出の事業費の変更あるいは財源組替など適宜対応すべき事項であると判断しています。

また、歳出予算の未執行や多額な不用額が生じていることは、予算審議を行った議会や町民に対して信頼を損なうこととなりますので、今後の予算編成において十分留意いただきたいと意見を述べたところです。

二点目は「税等の滞納処理について」の件です。

表は、一般会計と3特別会計で生じた収入未済額の状況ですが、税等の滞納額と決算書上の収入未済額との違いがあることは、前述の「審査の結果」で説明したところでありますが、表の調整額欄のとおりであり、町税など町民から徴収すべき収入未済額は、全会計で9,211万7,000円と試算しています。これに別途監査報告を行う上水道会計の水道料等の収入未済額の推計額3,115万9,000円を加えますと合計で1億2,327万6,000円にもなっています。

収納については、徴収対策本部を中心にした職員の努力によりまして滞納分の徴収率が向上し、滞納総額が前年度の1億6,707万6,000円より4,380万円減少していることを評価するものであります。

私債権の取り扱いについては、令和2年7月施行の「債権管理条例」等によって事務的制度が整い、徴収成果が現れてきたことを認めるものですが、一方、以前のこの種の債権に対する徴収姿勢の甘さも露呈したと判断しております。

各会計の不納欠損額は表のとおりです。

私債権である公営住宅料で1,616万円や、学校給食費で18万7,000円などを含めた不納欠損額は一般会計だけで2,230万3,000円と前年度の全会計の1,171万7,000円が倍増している状況です。不納欠損処理については法的根拠に基づいて適正な処理が行われていますが、多額な財源を放棄した事実を重く受け止め、公平公正な徴収業務を行うため、一層の工夫と努力によって早期の徴収を行うことに心掛けていただきたいと意見を申し上げました。

また、滞納者の状況は数人の大口滞納者の金額が相当なウエートを占めていることや、新規の滞納者が発生していることが調査で判りました。より一層、徴収業務に努力するよう望むものであります。

なお、学校給食費においては、不納欠損処理ではなく、調定額を減額修正して債権を整理していたことは報告すべき事項として取り扱いました。

次に、収入未済額の処理に関連しまして、意見書冒頭で述べました1件目の繰越事業の財源の調定額変更事務、2件目の生活保護費の履行期限と調定額との関係、及び3件目の調定減に伴う還付未済額の取り扱い、これらの現行の調定事務は誤りとは言えないが、事務手法について今後の検討課題として取り組むように意見を付け加えております。

意見の三点目、「財政の健全化等について」は、総論と基金及び繰出金についての意見を申し上げます。

まず「総論」として、地方交付税の動向は町の財政状況を左右するものであり、一方、公債費は大規模事業の借入金の返済が始まりますと増加に転じ、今後ますます厳しい財政状況が予測されます。

真に町民のためとなる多種多様な行政施策を展開するために、更なる財源の確保と、経費節減を図り、効果ある事務事業の執行に努めていただきたいところです。

次に、基金についてですが、特定目的基金の地域振興基金や、ふるさと応援基金2億9,943万6,000円を活用した事業が展開されました。財政調整基金や減債基金も3億4,757万2,000円を繰り入れ、年度末の基金残高は前年度から4億5,508万4,000円減となって50億6,704万6,000円となっております。

自主財源が乏しく厳しい財政状況を踏まえ、将来の財政運営を的確に見越したうえで、地域活性化のために積極的な基金の有効活用を望むものであります。

次に、特別会計への「繰出金について」ですが、繰出金の総額は年々増加しております。

基準外繰出金は、国からの財源措置はないが、町の政策方針として特別会計運営のために予算化する繰出金であります。財政分析上では赤字補填の繰出金はないとのことではあります。特別会計の運営・経営状況を適正に判断し、安易な繰出金の支出には留意するように意見いたしました。

以上が、令和2年度一般会計、特別会計の決算審査の意見書の概要です。

続きまして、決算審査と同時に行いました「基金の運用状況の審査について」報告いたします。

定額の資金を運用している用品調達基金と土地開発基金の運用状況について、審査を行いました。

審査の結果、基金の運用状況は表のとおりであり、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正と認められました。

意見といたしまして、用品調達基金については、施行規則を順守した運用を心掛けていた

だきたいとし、土地開発基金については、将来の基金の需要額を見据え、今後のあり方についてご検討いただきたいとしております。

続きまして、「普通会計の財政健全化の審査」について報告いたします。

普通会計における、健全化判断比率の四項目について審査を行いました。

審査の結果ですが、まず、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

意見といたしまして、赤字関係の比率は黒字決算であることから問題は無く、実質公債費比率、及び将来負担比率は前年度より上昇しているものの問題の数値ではないと判断されることから、是正改善を要する事項は無いといたしております。

続きまして、「上水道事業会計歳入歳出決算の審査意見」について報告いたします。

審査の期間は、一般会計等の審査と同時に行いました。

審査の手続きは、「決算報告書」などの提出書類が、関係法令に準拠して作成され、上水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続を隠岐の島町監査基準に準拠して実施いたしました。

審査の結果は、提出書類は関係法令に準拠して作成されており、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数に誤りはなく、上水道事業の経営成績及び令和2年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

予算執行状況についてですが、収益的収入は予算額6億325万9,000円に対して収入額は6億1,821万5,000円で収入率は102.5%、と100%を超える決算となりました。

一方、収益的支出額は5億4,022万3,000円で執行率は89.3%でした。

結果、収益事業の収支残高は7,799万2,000円の黒字で単年度だけでみると健全な財政状況となりました。

資本的収入は、予算額3億532万4,000円に対して収入額は2億9,186万6,000円で収入率は95.5%、一方、資本的支出は、予算額6億2,207万1,000円に対して支出額は5億7,266万1,000円で執行率は92.1%となり、収支で不足する2億8,079万5,000円については、消費税の資本的収支の調整額と損益勘定留保資金で補填されています。

経営状況ですが、損益計算書による営業収益は、4億2,325万5,000円で0.3%の微増となっています。

給水人口が213人(△1.5%)減少したものの、有収水量は19,054 m³、1.2%増と前年度並

みを維持しております。

一方、営業費用は4億6,524万2,000円で、営業損失は4,198万7,000円となっていますが、営業外の収支などを合算して、令和2年度は4,764万9,000円の黒字決算となり、当年度未処分利益剰余金は2億403万9,000円の決算となりました。

年度末の利益剰余金には、このほかに減債積立金が1,360万円あります。

審査意見ですが、まず一点目は、健全な企業運営についてです。

経営上、4,764万9,000円の黒字決算となっていますが、五箇地区の工事が終了し、減価償却費と、企業債の償還額も今後増加が見込まれるところです。

将来の事業計画に伴う財政負担を考慮した中長期的な計画策定のもと、町民のために健全な企業運営を求めるものです。また、単年度でもキャッシュフローから年間2億円以上の償還金を返済する自己資金の確保が必要となっている状況です。

二点目は、収入未済金についてです。

水道料の収入未収金は、決算時には3月調定分が収入時期の関係から収入未済処理扱われることから決算審査時に担当課から提出された直近の調査数値が滞納の実態ととらえています。

決算書の状況では6,959万3,000円となっておりますが、審査時点の状況では2,179万1,000円と報告を受けました。

前年度より調査時点の収入未収金は1,082万1,000円の減となっておりますが、令和3年度になってから調査時点までに943万5,000円の不納欠損処理を行っているため、減の内容は単純に徴収による減額とはなっていないことをご承知おきください。

未納者数は前年度調査時点より89件減って193件になっていますが、新規未納者が38名います。また50万円以上の大口未納者数は7件702万6,000円と報告があったことから、徴収業務には、より一層努力して、経営の安定、町民負担の公正性を確保していただきたいと思うところであります。

なお、一般会計・特別会計の意見書で説明いたしました、上水道会計の収入未済額3,115万9,000円は水道料以外の未収も含めての年度末時点での推計額ですのでご承知おきください。

続きまして、「公営企業の経営健全化の審査」について報告いたします。

審査の結果ですが、資金不足比率、その算定基礎及び比率が適正に作成されているか審査するものでありますが、書類は適正に作成されていることを認めました。

なお、資金不足比率は、経営健全化における実質的な資金不足を生じていないため、該当比率は生じていないことから問題はなく、是正改善を要する事項はありませんでした。

以上をもちまして、一般会計と特別会計、並びに上水道事業会計の決算審査報告と、併せて行いました関係する審査についての報告といたします。

○議長（池田信博）

以上で、「決算審査報告」を終わります。

ただ今から、10時55分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時40分 ）

○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時55分 ）

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10時55分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10時55分 ）

○議長（池田信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 11時33分 ）

（ 本会議再開宣告 11時33分 ）

日 程 第 8. 休 会 に つ い て

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

9月17日から21日までは、全員協議会及び委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

次の本会議は9月22日に開き、「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会します。

（ 散 会 宣 告 11時34分 ）